

役員会（第215回）

I. 日 時 2008年（平成20年）7月29日（火）12時05分～12時20分

II. 出席者 亀山学長、小林理事、宮崎理事、酒井理事
オブザーバー：金口副学長、佐久間研究協力課長、松田監事

III. 議事内容

審議事項

1. 東京地方裁判所平成19年(ワ)第25428号「著作権侵害損害賠償請求事件」について裁判所から提示された和解条項を受け入れないこととした。
2. 特定有期雇用職員の申請について申請のとおり承認した。
3. 国立大学法人東京外国語大学における危機管理に関する規程の一部改正について改正案のとおり承認し、平成20年8月1日付けで施行することとした。
5. その他
学長から、以下の点について役員会において議論を開始したい旨発言があり、これを了承した。
 - (1) 国際教育支援基金の運用について、特に博士後期課程学生に対する支援について
 - (2) 大学院部局化等に係る管理職手当について
 - (3) 平成22年度以降の再雇用制度について

以上